

(第35条関係)

鳥取県有機農産物等認証業務内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第35条の規定に基づき、有機農産物等の認証業務に関する内部監査について規定する。

(内部監査の範囲)

第2条 県は、有機農産物等の認証に係る業務全般のJAS法及び諸規程への適合性等について、内部監査を行うものとする。

(内部監査員の任命)

第3条 県は、県職員のうちから内部監査員2名を任命する。

2 内部監査員は、認証の業務に従事する者以外の者がこれにあたる。

3 内部監査員は、監査、JAS関係法規及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に係る知識を有した者がこれにあたる。知識習得のために、必要に応じて研修を受けるものとする。

(内部監査の実施)

第4条 県は、12ヶ月に1回内部監査を行う。ただし、必要に応じて緊急の内部監査を行うことができる。

(内部監査の手順)

第5条 内部監査員は、計画的な内部監査を行うため、毎年度、内部監査実施計画を策定する。

2 内部監査員は、監査の実施にあたり、あらかじめ監査の範囲、監査場所及び日時を通知して行う。

3 内部監査員は、帳簿、書類、伝票等をもとに合理的な監査を行うものとする。

4 内部監査員は、監査実施上必要と認めた場合は、実地検査をし、または関係者への事情聴取を行うことができる。

5 内部監査員は、監査終了後遅滞なく内部監査結果報告書を作成し、県に報告する。内部監査の結果、改善すべき事項がある場合は、県に改善要求書を併せて提出する。

6 県は、速やかに改善要求事項を是正し、内部監査員にそのてん末を報告する。

(記録の保持)

第6条 県は、内部監査に関する書類を保存し、管理するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年8月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月19日から施行する。